

太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 10 号

太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条を次のように改める。

（職員に関する経過措置）

第 2 条 当分の間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了した
もの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員として放課後児童健全
育成事業に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了
することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。